



東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者会》

令和5年9月6日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和4年8月21日、下記事業者のマイスター株式会社第三事業所営業所で選任する運転者が、酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実について、道路交通法に基づく通知が公安委員会からあったことから、同年10月18日および11月8日に東北運輸局福島運輸支局が当該営業所に監査を実施したところ、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書の交付については、本日、福島運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：マイスター 株式会社 代表取締役 遠藤 貴司
(法人番号：2030001097163)
福島県須賀川市仁井田字万開152番地1

営業所：マイスター株式会社第三事業所
福島県岩瀬郡鏡石町中央210 セゾンハイツA102号室

2. 行政処分等年月日 令和5年8月31日

3. 行政処分等の概要

- (1) 事業用自動車の使用停止処分（60日車）
令和5年9月6日から令和5年10月5日まで（2両×30日）
- (2) 文書警告

【裏面に続く】

4. 違反の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

①乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

②整備管理者の研修受講義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)

③運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

(2) 文書警告

①運行指示書の作成、指示又は携行義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

②運転者に対する指導監督の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：大沼、上村

Tel：024-546-0345

(ダイヤルイン「3」)